

納付に困ったら

人のための免除制度があります。●

納付が困難な人のための

● 免除制度

免除制度には、法定免除と申請免除の2種類があります。ここでは、申請して認められれば免除となる申請免除についてご紹介します。申請免除は、所得に応じて保険料の全額または一部が免除となります。免除される期間は7月から翌年の6月までです。申請が遅れても7月までさかのぼって認められます。

申請は

原則として毎年申請が必要ですが、全額免除については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年から本人の申請手続きが不要になります。

保険料（月額）

全額免除		納付なし
4分の3免除	4分の1納付	3,530円
半額免除	半額納付	7,050円
4分の1免除	4分の3納付	1万580円

納め忘れに
ご注意ください

承認を受けても、全額免除以外の人
は減額された保険料を後で納付する
必要があります。納め忘れると未納
扱いとなります。

忘れずに
納めなくちゃネ



免除の対象となる人

① 所得が一定以下の人

■ 免除となる所得（収入）のめやす

	単身世帯	2人世帯（夫婦のみ）	4人世帯（夫婦・子2人いずれも16歳未満）
全額免除	57万円（122万円）	92万円（157万円）	162万円（257万円）
4分の3免除	93万円（158万円）	142万円（229万円）	230万円（354万円）
半額免除	141万円（227万円）	195万円（304万円）	282万円（420万円）
4分の1免除	189万円（296万円）	247万円（376万円）	335万円（486万円）

※ 2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみに所得がある世帯の場合です。

※ 社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。

② 障害者または寡婦^{かぶ}で、前年の所得が125万円以下の人

③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

④ 次の事由などにより、保険料を納めることが著しく困難な人

- 震災・風水害・火災などの災害により損害を受けた
- 失業



国民年金保険料の

● 経済的に保険料を納めるのが困難な

30歳未満の人のための

○ 若年者納付猶予制度

若者が親と同居している場合、以前は本人の所得が低くても親に所得があると保険料の納付が免除されない場合が多くありました。この猶予制度では、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。猶予となる期間は7月から翌年6月までです。申請が遅れても7月までさかのぼって認められます。

※単身の場合57万円（収入ベースで122万円）がめやすです。

申請は

原則として毎年申請が必要ですが、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年からは本人の申請手続きが不要になります。



学生のための

○ 学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の^{*}学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。特例の対象となる期間は4月から翌年の3月までです。申請が遅れても4月までさかのぼって認められます。

※扶養親族等がない学生の場合、一般的な社会保険料控除を加えた所得のめやすは141万円です。

申請は

原則として毎年申請が必要です。

免除・猶予・特例は未納より有利です

保険料を納めるのが困難なとき、未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金を受けられない場合があります。

免除・猶予・特例の期間にかかる保険料は10年以内であればあとから納めることができ、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、2年を経過した分については、当時の保険料額に加算金、又は加算して納めなければなりません。

納付が困難なときは、未納のままにせず、ぜひご相談ください。

■こんなに違う！免除・猶予・特例期間と未納期間の扱い

	老齢基礎年金を受けるための期間に	老齢基礎年金額は	障害基礎年金・貴族基礎年金を受けるための期間に	後から納めることができる期間
免除	○ 入 る	△ 減額になるが算入可	○ 入 る	10 10年以内
猶予	○ 入 る	× 算入できない	○ 入 る	10 10年以内
特例	○ 入 る	× 算入できない	○ 入 る	10 10年以内
未納	× 入らない	× 算入できない	× 入らない	2 2年以内

問い合わせ先

本庁 税務住民課・国保年金係／内線514
支所 税務住民課・住民係／内線751